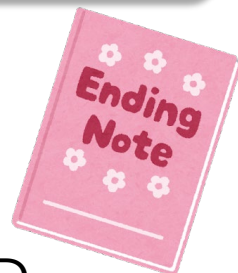


デジタル遺品リストを作きましょう!

(デジタル環境を通してしか実態がつかめない遺品)

デジタル遺品について、ネット契約やスマートフォンのID、パスワード等がわからず、取引の状況が把握できないなどの相談が寄せられています。



【事例1】 先日母が亡くなり、母が契約していた通販サイトの有料会員を解約したいがID やパスワードがわからない。

【事例2】 亡くなった夫が利用していた決済アプリの残高が10万円あることが分かった。しかし、スマートフォンのロックが解除できないため詳細が確認できない。

終活の一環としてパソコンやスマートフォンなどのロック解除方法、退会が必要なサイトのID やパスワード、ネット関連の金融資産についてはノートなどに記し、家族などに伝える手段を講じておきましょう。
遺族の方は、まず契約先に手続きについて確認しましょう。
困ったときはお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

その他、詐欺などの被害も多く寄せられています。

不審に思ったときは、

警察や消費生活総合センターへすぐに相談を!!

消費者ホットライン ☎188(いやや)

京都市消費生活総合センター

(中京区役所内) . . ☎366-1319

高齢サポート・朱雀(京都市朱雀地域包括支援センター)

☎075(801)1384 FAX075(801)1385

